2025年度版

農地の「貸したい」「借りたい」をお手伝いします

農地の貸借は栃木県農地バンクへ

活用の手引き

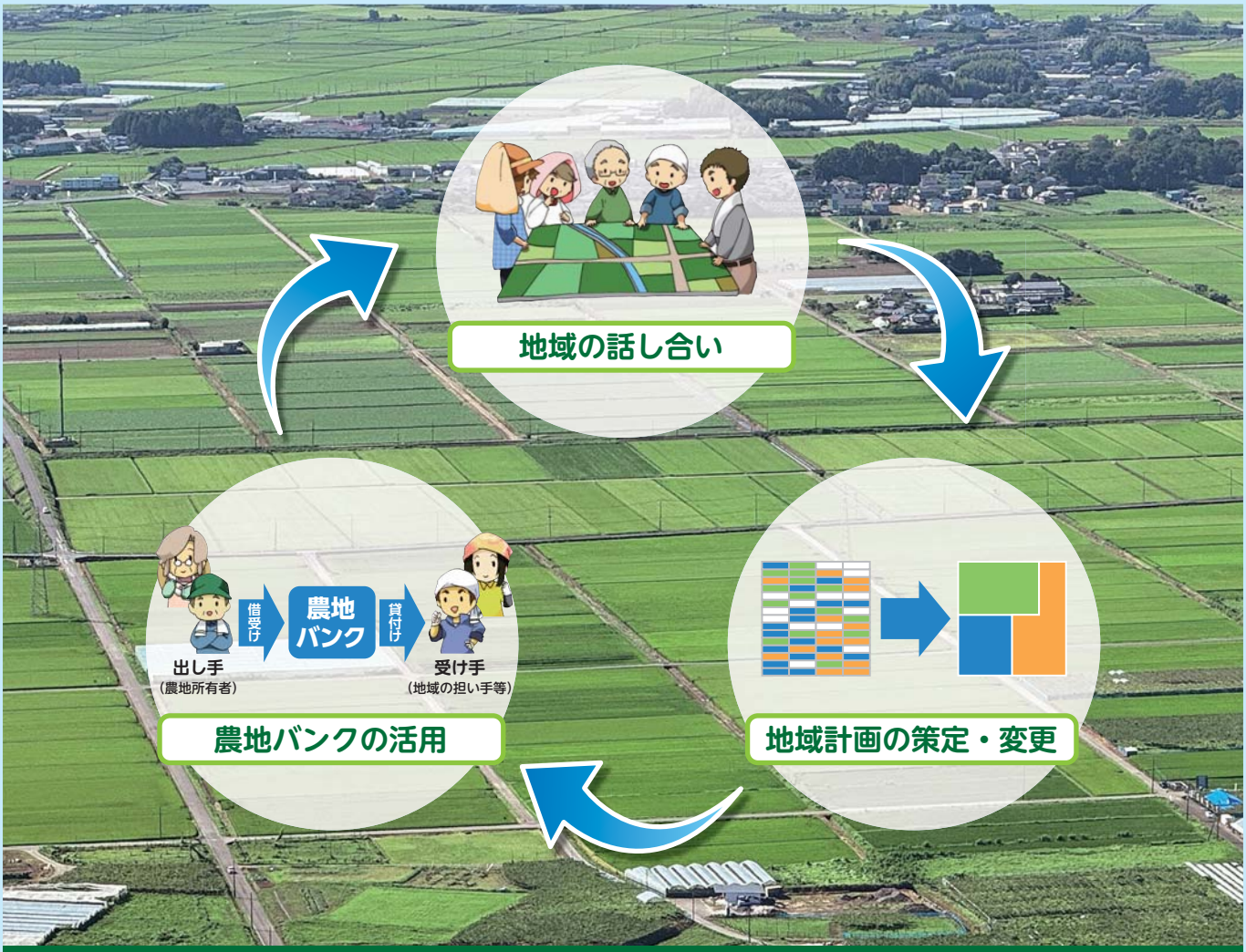

地域計画の達成に向けて
農地バンク事業を活用しましょう

栃木県農政部生産振興課
栃木県農地バンク（農地中間管理機構）

Ⅰ 農地バンク事業

農地バンク事業とは

○平成26年度から始まった農地の貸借を進める仕組みです。
○令和７年４月から、農地の貸借方法は、原則として農地バンクへ一本化されました。
　※農地法３条に基づく貸し借りは継続します。
○公的機関が農地の中間的な受け皿となるため、安心して農地の貸借ができます。
○農地バンク事業を活用すると、農地の出し手、受け手の双方にメリットがあります。
　※「農地バンク事業」は、「農地中間管理事業」の別称です。

農地バンク事業の仕組みとメリット

出し手
（農地所有者）

●規模縮小
●経営転換
●農地相続

メリット

●要件を満たせば、国の協力金が受けられます。
●賃料が農地バンクから確実に支払われます。
●貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。

借受け →　← 賃料支払（年払）

栃木県農地バンク
（〔公財〕栃木県農業振興公社）

出し手から農地を借受け、規模拡大を進めたい担い手等に貸付けます。

貸付け →　← 賃料徴収（年払）

受け手
（地域の担い手、新規就農者等）

●規模拡大
●農地集約
●新規参入

メリット

●農地の集約化により、経営が効率化します。
●長期の借入れにより、安定した営農が可能です。
●賃料の支払い先は農地バンクとなり、個別に出し手と賃料の精算をする必要がありません。

↕ 連携・協力

市町・市町農業公社・農協 など

農地の所在する市町の農政担当課、および農業委員会、農業公社、農協等が農地バンクの相談窓口です。農地の貸し借りを希望する場合は、お気軽にご相談ください。
（相談窓口は本手引きP5をご覧ください）

地 域

・地域集積協力金が交付されます。

●貸借期間は原則10年以上です。ただし、出し手が希望する場合には、協議により期間を決定することも可能です。（最短で3年間）
（協力金を活用する場合は、貸し借りの年数にご注意ください。）

●農地バンクによる遊休農地解消事業を活用した農地の貸し借りができます！
（活用には条件があります。詳しくは本手引きＰ４をご覧ください。）

●所有者不明農地については、最長で40年間の農地の貸し借りができます！
（農地バンク法又は農地法の手続きが必要です。）

Ⅱ 地域計画の達成に向けて

「地域計画」は、地域の話し合いに基づき策定された、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した将来設計図です。地域計画には、農地１筆ごとに将来誰が耕作するかを見える化した目標地図が含まれています。

今後、農業者の減少、耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地利用の最適化を図るためには、農地バンク事業をはじめとする様々な施策の検討・実施による地域の課題解決を進めるとともに、目標地図に基づく農地の権利設定による農地の集積・集約化を進めていくことが重要です。

なお、地域計画は地域の状況変化に応じて随時変更が可能です。今後も地域の話し合いを継続し、地域の想いを反映させた地域計画の達成に向けて取り組んでいきましょう。

地域計画

（地域農業の将来の在り方＋**目標地図**）

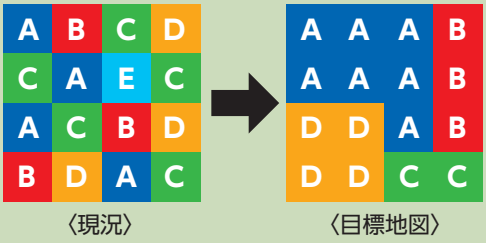

※目標地図は、農地１筆ごとに将来誰が担うかを見える化する地図であり、随時変更が可能です

農地バンク事業の実施

農地バンクは、地域計画の達成のため、地域計画の区域内において、重点的に農地の貸借（農地バンク事業）を行います。

受け手（農業を担う者）は、「目標地図に位置付けられた農地の受け手であること」が要件です。

※地域計画の区域外の農地についても、要件等を満たせば、農地バンクを利用した貸借はできます。

その他　支援措置について

地域計画を策定した区域

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- 農地耕作条件改善事業　　など

目標地図に位置付けられた経営体

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置

など

Ⅲ 機構集積協力金交付事業

地域タイプ

●地域計画の策定地域において、農地バンクを活用（農作業受委託（委託期間10年以上）を含む）して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。
●地域集積協力金と集約化奨励金は、同一年度内に取り組むこともできます。

（1）地域集積協力金

農地バンクを活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

【交付要件】

（1）以下のいずれかを満たすこと

①交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

②地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

（2）農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10％以上であること

【交付対象面積】

・貸付面積（貸付期間６年以上）
・農作業委託面積（基幹３作業以上を10年以上）

【交付単価】

区分	農地バンクの活用率		交付単価（農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	80％超	60％超80％以下	2.8万円/10ａ（1.4万円/10a）
区分2		80％超	3.4万円/10ａ（1.7万円/10a）

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価表より高い区分で取組む場合に交付

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

【農地バンクの活用率】

$$\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積※（農地バンクを通じた農作業受委託面積含む）}}{\text{地域の農地面積}}$$

※　事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。

（2）集約化奨励金

農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約し当該農地を引き受けやすくする取り組みに対して、奨励金を交付します。

【交付要件】

地域の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること　等

①〈一般タイプ〉同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積（※翌々年度までに満たすこと）

②〈受け皿準備タイプ〉目標地図において将来の受け手が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積（※翌々翌年度までに満たすこと）

※中山間地域及び樹園地は0.5ha以上
※②の場合は、①と一体的に取組むこと

【交付対象面積】

以下により新たに団地化（増加）した面積
・貸付面積（貸付期間６年以上）
・農作業受託面積（基幹３作業以上）

【交付単価】

区分	団地面積割合	交付単価	
		一般タイプ（農作業受託）	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10ａ（0.5万円/10a）	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10ａ（1.5万円/10a）	1.5万円/10a
	既に30％以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

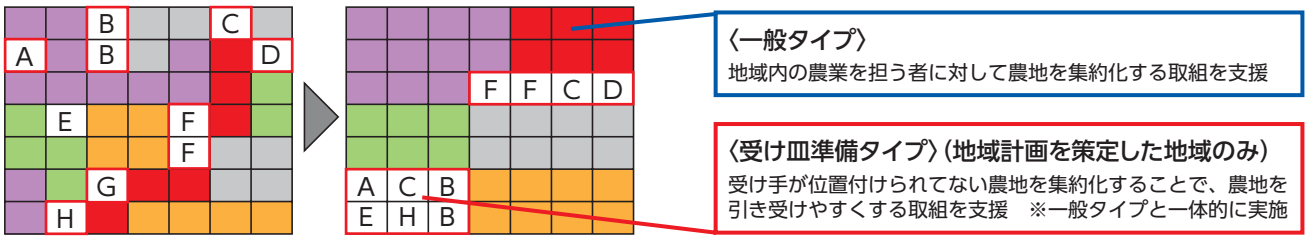

Ⅳ　その他の農地バンク事業に関係する支援

1. 農地バンクによる遊休農地解消（遊休農地解消対策事業）

農地バンクが遊休農地を借り受け、解消した上で耕作者に貸し付ける事業です。

事業内容

【対象地域】　地域計画区域内
【対象農地】　目標地図において受け手が位置付けられていない農地のうち「簡易な整備で解消可能な遊休農地」
【要　　件】　①農地バンクに10年以上農地を貸し付けること
②農地バンクが遊休農地を解消した年度の翌年度までに耕作者へ貸付けられること
【作業内容】　草刈り、除礫、抜根（新植・改植された樹木除く）、耕起・整地など
【解消費用】　43,000円／10ａの範囲で農地バンクが解消
※上記の金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となります。

農地バンクがお手伝いします！

2. ほ場整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

（1）農地中間管理機構関連農地整備事業【国庫事業】

農地バンクが借り入れている農地について、農業者の申請や費用負担によらず、県が農地の大区画化等の基盤整備（区画整理）を実施します。

（2）整備済み農地の簡易な整備等（農地耕作条件改善事業）【国庫事業】

農地バンク事業の重点実施区域*等において、区画拡大や暗渠排水等の基盤整備や高収益作物への転換を支援します。

*：機構法第８条の農地中間管理事業規程で定められた地域計画が作成されている地域

3. 農地バンクに貸し付けた農地の課税軽減

所有する農業振興地域の区域内にある全農地（10ａ未満の自作地を残した全農地）を新たに、まとめて、農地バンクに10年以上の期間で貸し付けると課税軽減されます。

【軽 減 率】　新たに農地バンクに貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中に１/２に軽減します。
① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、５年間
② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、３年間

よくある質問 Q＆A

Q どんな農地でも借り受けてもらえるのですか。

A 市街化区域以外の区域が対象となります。ただし、協力金の交付対象は、地域計画区域内の農地です。
また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準もあります。

Q 農地の賃借料はどのように決めるのですか。また、物納は可能ですか。

A 賃借料は、農業委員会から提供される借賃等の情報や出し手と受け手の意向を勘案し、協議した上で決めています。なお、原則として金納ですが、出し手と受け手が合意すれば、物納も可能です。

Q 契約後の賃借料の変更は可能ですか。

A 農業委員会から提供される借賃の動向を勘案し協議した上で決めますので、賃借料の変更は可能です。
ただし、何ら理由もなく変更することはできません。

Q 貸し付けた農地を契約途中で解約することはできますか。

A 一方的に解約はできませんが、出し手・農地バンク・受け手との間で合意解約できれば、契約途中での解約は可能です。ただし、協力金が交付されている場合は返還になることがありますので注意が必要です。

Q 経営移譲年金を受給しているのですが…

A （1）後継者に貸していた農地を農地バンクへ貸し付けても、経営移譲年金を引き続き受給することができます。
（2）農地バンクからの転貸の相手方によって年金の支給が停止されることはありません。

Q 農地を貸すのではなく、売りたい場合はどうすればいいですか。

A 農地バンク事業の特例事業により、農地の売買も支援しています。譲渡所得税の特別控除などの優遇措置もありますので、農地バンクの農地売買担当または各市町農業委員会にご相談ください。

農地バンク事業相談窓口一覧

農地バンク事業については、農地バンクまたは最寄りの市町等相談窓口にご相談ください。

栃木県　生産振興課	☎028-623-2279
河内農業振興事務所	☎028-626-3076
宇都宮市農業企画課	☎028-632-2473
(公財)宇都宮市農業公社	☎028-660-2702
上三川町農政課	☎0285-56-9136
(公財)上三川町農業公社	☎0285-56-4312
上都賀農業振興事務所	☎0289-62-5236
鹿沼市農政課	☎0289-63-2191
(公財)鹿沼市農業公社	☎0289-63-5570
日光市農政課	☎0288-21-5171
(一財)日光市農業公社	☎0288-22-7770
芳賀農業振興事務所	☎0285-82-4720
真岡市農政課	☎0285-83-8137
(公財)真岡市農業公社	☎0285-83-9931
益子町農政課	☎0285-72-8837
茂木町農林課	☎0285-63-5634
JAはが野茂木地区営農センター	☎0285-63-1249
市貝町産業振興課	☎0285-68-1116
(公財)芳賀町農業公社	☎028-677-6048
芳賀町農業委員会	☎028-677-6047
下都賀農業振興事務所	☎0282-23-3425
栃木市農業振興課	☎0282-21-2381
(一財)栃木市農業公社	☎0282-20-5300
JAしもつけ営農経済部営農企画課	☎0282-20-8828
小山市農政課	☎0285-22-9254
小山市農業委員会	☎0285-22-9861
下野市農政課	☎0285-32-8906
(公財)下野市農業公社	☎0285-32-8951
壬生町農政課	☎0282-81-1839
野木町産業振興課	☎0280-57-4151
塩谷南那須農業振興事務所	☎0287-43-1252
矢板市農林課	☎0287-43-6210
(公財)矢板市農業公社	☎0287-43-2650
さくら市農政課	☎028-681-1117
JAしおのや喜連川営農経済センター	☎028-686-3211
那須烏山市農政課	☎0287-88-7117
(一財)那須烏山市農業公社	☎0287-88-7790
塩谷町産業振興課	☎0287-45-2211
高根沢町産業課	☎028-675-8104
JAしおのや高根沢営農経済センター	☎028-676-0233
那珂川町産業振興課	☎0287-92-1113
那須農業振興事務所	☎0287-23-2151
大田原市農政課	☎0287-23-8708
(公財)大田原市農業公社	☎0287-23-4834
那須塩原市農務畜産課	☎0287-62-7032
(公財)那須塩原市農業公社	☎0287-60-1283
那須町農林振興課	☎0287-72-6911
(一財)那須町農業公社	☎0287-73-5545
安足農業振興事務所	☎0283-23-1455
足利市農業委員会	☎0284-20-2278
佐野市農政課	☎0283-20-3043
(公財)佐野市農業公社	☎0283-21-5489

栃木県農地バンク（農地中間管理機構）　☎ 028-649-0818
（公益財団法人 栃木県農業振興公社）